

先生各位

アレルギー物質を含む食品に関する 表示の改正についてのお知らせ (食品表示義務・食品表示奨励)

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、食安発第 0603001 号にて「食品衛生法施行規則」の一部が改定されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 平成 20 年 6 月 3 日より適用

《改定内容》 アレルギー疾患を有する者の健康危害の発生を防止する観点から、「エビ」又は「カニ」を原材料とする加工食品等には、これらを原材料として含む旨の表示が必要となりました。

上記改定により表示義務品目は、5 品目から7 品目へ変更
また、表示奨励品目は、20 品目から18 品目へ変更となりました。
(総合検査案内 P.44 参照)

【表示義務 7 品目】	卵 エビ	乳 カニ	小麦	ソバ	ピーナッツ
【表示奨励 18 品目】	大豆 キウイフルーツ サケ サバ	オレンジ モモ リンゴ	バナナ 牛肉 鶏肉 豚肉	クルミ マツタケ ヤマイモ ゼラチン	アワビ イカ イクラ